

弁護士及び建築士の紹介等に関する協定書

神奈川県弁護士会(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。)は、弁護士または弁護士法人(以下「弁護士等」という。)及び建築士の紹介等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条(弁護士の紹介)

乙の会員が乙に対し弁護士等の紹介を希望する場合、乙は、甲に対し、弁護士等の紹介を依頼することができ、甲はこの依頼を受諾することができる。

第2条(建築士の紹介)

甲の会員が甲に対し建築士の紹介を希望する場合、甲は、乙に対し、建築士の紹介を依頼することができ、乙はこの依頼を受諾することができる。

第3条(直接受任)

- 1 本紹介制度において、弁護士等または建築士は、紹介を受けた個別案件について相談者から直接受任することを妨げない。
- 2 甲及び乙は、弁護士等または建築士に対し、当該受任は当該弁護士等または建築士が責任をもって行うものであり、甲及び乙に何ら責任を生じるものではないことを相談者に対し明示させるものとする。

第4条(第三者への情報提供)

相談者に関する情報については、相談者の書面による同意を得ることなく第三者に開示してはならない。

第5条(事務局の設置)

- 1 甲の事務局は法律相談課担当事務局とする。
- 2 乙の事務局は乙の定款第42条に定める事務局とする。

第6条(対応できる会員がないときの処置)

依頼に対応できる会員がない場合には、速やかに他方当事者に対し、連絡するものとする。

第7条(苦情の処理について)

被紹介会員への苦情については、当該会員の所属会へ申立するものとし、その苦情に関しての対応については、その所属会の処理に委ねるものとする。

第8条(必要事項の協議)

本紹介制度等の運営について必要な事項は別途定める。

第9条(運営協議)

- 1 共同での相談会の開催、一方の会が開催する相談会及び講演会への他方の会の会員の推薦、建築をめぐる法律問題等に関する共同研究並びにその他両会及び両会の会員の交流を推進するための活動について継続的に協議する。
- 2 甲及び乙は定期的に協議するとともに、相互に協議を求めることができる。

第10条(協定の有効期間)

本協定の有効期間は、平成30年1月1日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

第11条(他団体との関係)

甲が、乙以外の建築関係の団体との間で、本協定と同種の協定を締結することは妨げない。

この協定を証するため協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月25日

横浜市中区日本大通9番地

[甲] 神奈川県弁護士会

会長

延命政之



横浜市中区太田町2丁目22番地

[乙] 一般社団法人神奈川県建築士会

会長

金子修司



弁護士及び建築士の紹介等に関する協定実施要領

神奈川県弁護士会(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。)の間で締結する平成29年12月25日付け弁護士及び建築士の紹介等(以下「本紹介制度」という。)に関する協定(以下「本協定」という。)第8条に定める実施要領は下記のとおりとする。

第1条(担当事務局の設置及び連絡等について)

- 1 本紹介制度における乙からの連絡は、本協定第5条第1項に基づく事務局(以下「甲担当事務局」という。)に対して行うものとする。
- 2 本紹介制度における甲からの連絡は、本協定第5条第2項に基づく事務局(以下「乙担当事務局」という。)に対して行うものとする。
- 3 甲及び乙は相互に、担当事務局の電話番号、FAX番号及びメールアドレス等連絡先を通知するものとする。

第2条(弁護士等の紹介について)

- 1 本紹介制度において、乙が甲に対して弁護士または弁護士法人(以下「弁護士等」という。)の紹介を希望する場合は、乙担当事務局から甲担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 甲において弁護士等の紹介ができない場合には、甲担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った乙の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第3条(建築士の紹介について)

- 1 本紹介制度において、甲が乙に対して建築士の紹介を希望する場合は、甲担当事務局から乙担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 乙において建築士の紹介ができない場合には、乙担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った甲担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第4条(運営協議)

- 1 甲及び乙の運営協議は1年度中に少なくとも1回以上開催するものとする。
- 2 前項の運営協議の事務は甲及び乙の担当事務局が相互に行う。
- 3 前2項の場合にかかわらず、甲及び乙は相互に、随時運営協議の開催を求めることができる。この場合の運営協議の事務は、当該開催申出会の担当事務局が行う。

付 則

本協定及び本実施要領に定められた弁護士等の紹介のうち、弁護士法人の紹介については、甲の弁護士法人紹介体制が整うまではこれを行わないものとする。

この協定実施要領は平成30年1月1日から施行する。

本実施要領を証するため、実施要領2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月25日

横浜市中区日本大通9番地
[甲] 神奈川県弁護士会

会 長

延命政之 

横浜市中区太田町2丁目22番地
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士会

会 長

金子修司 